

第 21 期第 12 回 栃木県内水面漁場管理委員会 議事録

- 1 開催年月日
令和 5（2023）年 10 月 16 日（月） 13 時 30 分から 15 時 10 分
- 2 開催場所
県庁昭和館 多目的室 1
- 3 出席委員の氏名
吉沢 崇、福田 光宏、萩原 恵美子、藤原 和美、郷間 康之、松本 真治、郡司 彰、
坂内 久美子、渡辺 尚秀

※ その他の出席者

大谷 義夫 農村振興課長

尾田 紀夫 水産試験場長

（事務局）

久保田事務局長、石川書記、小原書記、大貫書記、熊谷書記

- 4 会議に附した事項

- (1) 審議事項

- ・ 第 1 号議案 知事から諮問のあった漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について
- ・ 第 2 号議案 知事から諮問のあった遊漁規則の制定について
- ・ 第 3 号議案 令和 4（2022）年度増殖目標値の達成状況について
- ・ 第 4 号議案 漁業法改正に基づく議事録の公表について

- (2) 報告事項

- ・ 令和 5（2023）年度増殖事業実施状況（上半期）について
- ・ 令和 5（2023）年度資源管理状況等報告について
- ・ 令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
- ・ 令和 5 年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について

- 5 議 事

- (1) 議事録署名委員の指名

吉沢会長から郷間委員、渡辺委員が指名された。

- (2) 審議事項

第 1 号議案 知事から諮問のあった漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について（13:35～13:45）

吉沢会長	早速ですが、これより議事に入ります。 審議事項第 1 号議案「漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について」、事務局から説明願います。
久保田事務局長	それでは、議案書の 1 ページをお開きください。 第 1 号議案 知事から諮問のあった漁業権（第 5 種共同漁業及び第 2 種区画漁業）の免許及び条件について、諮問書を読み上げます。（諮問書読み上げ） 続きまして、議案書 3 ページ、参考 1 をご覧下さい。 7 月 18 日付けで公示しました漁場計画に対しまして、申請締め切りの 9 月 30 日までに、公示番号ごとに、それぞれ一覧表に記載している申請者から、免許

の申請がありました。

公示番号欄に記載の第5種共同漁業権の内共第1号から第26号までについて、26件の漁場が現在と同じ漁業権者からの申請となっています。また、次の4ページに記載の区画漁業権、区第1号についても、現在と同じ漁業権者からの免許申請となっています。

参考資料2ページをご覧ください。こちらに、漁業法の抜粋を記載してあります。

漁業法第70条にありますとおり、「漁業の免許の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」とあります。漁業法では、「海区漁業調整委員会の権限は、内水面においては、内水面漁場管理委員会が行う。」ことと規定されていることから、今回の漁業権免許の申請に対して、免許することの妥当性を当委員会に諮問されたものです。

次に、免許の妥当性について、何をもって判断するか、御審議いただく内容について説明いたします。

同じく参考資料2ページの漁業法第71条に免許をしない場合について規定されています。今回、関連するのは3点、

- (1) 申請者が適格性を有するかということ。
- (2) 公示した漁場計画の内容と異なる申請となっていないかということ。
- (4) 他人の占有する水面であるとき、その占有者の同意があるかという、

3点です。

(1)の「適格性」については、次の漁業法第72条第2項第2号に規定されています。

申請者が組合である場合は、第2項第2号において、「漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁協又は漁連であること」、「関係地区に住所を有し、年間30日以上採捕を行う者のうち、2/3以上が組合員であること」が、規定されています。

また、区画漁業権で申請のあった栃窪漁業組合については、72条の第1項に基づき、次の4つが適格性を有しない者として規定されます。

- (1) 漁業又は労働に関する法令を遵守せず、今後も遵守が見込まれない者
- (2) 暴力団員等であること
- (3) 法人であって、役員や使用人に(1)や(2)の該当者があること
- (4) 暴力団員等が事業活動を支配する者であること

となります。

以上、共同漁業権及び区画漁業権で要件となる点につきまして、事前に事務局で審査を行いました。さらに、水産業協同組合法(第50条)では、漁業権の設定、つまり今回の申請については、組合の総会あるいは総代会で3分の2以上の多数による決議が必要と規定されていますので、そうした手続き上の瑕疵がないかについても、議事録により確認をいたしました。

それらの結果、全ての申請が要件を満たしていることを確認いたしましたので、報告いたします。

再び議案書3ページの参考1をご覧ください。表の5番目に記載されている内共第9号については、今北漁協と鬼怒川漁協の共同申請となっており、今北漁協が共同申請代表者となっています。この共同申請につきましては、両漁協の代表理事組合長の連名による共同申請理由書と代表者選定届が提出されており、その内容も適正でありましたので併せて報告いたします。

次に、漁業の免許に付す条件について御説明します。

参考資料3ページをご覧ください。漁業法第86条に「都道府県知事は、漁業調整その他公益上必要があると認めるときは、漁業権に条件を付けることができる」と規定されています。具体的な条件の例としては、一定の漁具や漁法を禁止する場合や漁期を制限する場合などがあります。ただし、例えば「漁業権の補償請求をしてはいけない」など漁業権の権利そのものを本質的に制約する

	<p>ような条件は付すことができないとされています。</p> <p>本県では、これまでも大量漁獲が可能な漁法である「やな」につきまして、漁業調整上の理由、水産資源保護上の理由から、水口箆幅5メートル以上の大型やなについては、漁業権免許の内容から除外し、その都度個別に、知事が許可することとしてきました。</p> <p>大量漁獲が可能という「やな漁法」の性質は、現在も今後も変わらないと考えられますので、今回の漁業権免許に当たりましても、議案書1ページの諮問書のとおり、第5種共同漁業権の内容から「水口箆幅5メートル以上のやな漁業を除く」という条件を付したい、ということで委員会の御意見を伺うものです。区画漁業権につきましては、条件を付さない考えです。</p> <p>なお、次回11月の委員会に、本日のこれからの御審議内容を反映した答申案を事務局で作成し、改めてお諮りした上で、裁決いただきたいと思いますと考えております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
吉沢会長	<p>ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。</p>
松本委員	<p>内共第9号の共同漁業権について、旧藤原漁協の管轄であった範囲でしょうか。</p>
久保田事務局長	<p>内共第9号は旧藤原漁協の管轄とは異なります。旧藤原漁協は現在おじか・きぬ漁協となっている内共第10号です。</p>
吉沢会長	<p>参考1のところの申請内容は参考2に書いてあるということですか。</p>
久保田事務局長	<p>参考2は漁場計画を示しています。本日はそれに対するの申請となります。申請者はすべて現在の漁業権者と同じです。</p> <p>他県が免許の際に付している条件は、やなについては栃木県、新潟県、岐阜県が条件として付しています。その他には、船の航行や河川工事に支障を及ぼさないことなどが条件として付されています。</p>
福田副会長	<p>申請日と受理日が異なる漁協があるのはなぜでしょうか。申請条件が合わないなどの理由で受理しなかったということもあったのでしょうか。</p>
石川書記	<p>申請日と受理日が同一の申請者については、事務局に持参し、提出されたものです。その他は、郵送等で申請書が届いたこともあり、申請日と受理日はずれています。書類の不備等で受理日が異なる漁協もありました。申請条件については、説明会も行っておりますので条件が合致しないという漁協はありませんでした。</p>
吉沢会長	<p>ほかに質問がないようなので、本議案については、各委員で持ち帰っていただき、次回の委員会で答申することとして、よろしいでしょうか。</p> <p>(継続審議)</p>

第2号議案 知事から諮問のあった遊漁規則の制定について (13:45~14:10)

吉沢会長	<p>続きまして、第2号議案「知事から諮問のあった遊漁規則の制定について」、事務局から説明願います。</p>
久保田事務局長	<p>議案書の17ページをご覧ください。こちらが本日の第2号議案となります。知事から諮問のあった遊漁規則の制定について、諮問書を読み上げます。(諮問書読み上げ)</p> <p>遊漁規則につきましては、漁業法第170条第1項に、第5種共同漁業の漁業権免許を受けた者は、当該漁場の区域において組合員以外の者のする採捕を制限しようとするときは、遊漁規則を定め、知事の認可を受けなければならないと規定されております。</p> <p>今回漁業権免許が更新されるため、現時点の遊漁規則は現在の漁業権免許とともに失効します。このため、漁業権免許の申請者から、新たに遊漁規則を制定したいということで、申請があったものです。</p> <p>議案書19ページをご覧ください。第5種共同漁業権免許のすべての申請者から、遊漁規則制定認可の申請が提出されています。</p> <p>なお、水産業協同組合法第48条において、遊漁規則の制定については、総会または総代会の決議を経なければならないと規定されています。事務局で総会または総代会の議事録を調べ、その状況が確認できていることを報告いたします。</p> <p>全部で19件の申請がされており、規則案の全文を議案書の21ページから98ページにも付けていますが、いずれも現在の漁業権者からの申請となっていますので、現行の遊漁規則からの変更点うち、ポイントとなる部分のみを御説明したいと思います。</p> <p>参考資料7ページをご覧ください。こちらに、申請された遊漁規則の一覧をお示ししています。左から3列目に申請者、一番右の列に主な変更点を示してあります。</p> <p>内共第1号、第2号及び第26号は那珂川、押川、桧山川を対象とした規則となります。主な変更点と致しましては、漁業権魚種の追加と削除、にごい、かわむつを削除し、しまどじょうが追加されているという内容ですが、これは漁場計画と同様となっています。続きまして、漁具の制限については、置針の針数制限50本までと言う内容が追加され、遊漁期間についてはあゆ終漁日がこれまでの11月30日から11月20日へ短縮されました。また、禁止区域の支流名を全て記載してあるということになります。その中でも蛇尾川については、漁業の禁止されていた部分が一部解除となっております。最後に、遊漁料等の変更がされています。</p> <p>今回多くの値上げの申請が行われていますので、後ほどまとめて値上げの状況については説明したいと思います。</p> <p>2番の内共第3号及び第23号、これは荒川の上流と姿川の漁場ということになります。こちらも漁業権魚種の内、ブラウントラウトとわかさぎが削除されています。漁具及び漁法の制限といたしましては、やす突、特殊やす突、板荷押漁法の廃止、またリール竿を用いたあゆ釣りの禁止が規定されています。遊漁料等の変更については、こちらも値上げですが、一部は値下げされているという内容となっています。</p> <p>3番の内共第4号、こちらは箒川塩原地区の規則ということになります。こちらもふな、こい、うなぎを漁業権魚種から削除、遊漁料の値上げという内容となっております。</p> <p>4番の内共第5号、第6号、第7号及び第15号、こちらは鬼怒川、小貝川、五行川の漁場です。にごいが削除され、しまどじょうが追加されています。漁具及び漁法の制限は、やす突、特殊やす突、板荷押漁法の廃止、リール竿を用いたあゆ釣りの禁止を加えまして、あゆ友釣り区間の設置を行っております。こちらも値上げとなります。</p>

8 ページをご覧ください。

5 番の内共第 8 号、こちらは中禅寺湖の規則です。ここではひき縄釣りを追加しています。ひき縄釣りというのは、船で行うトローリングのことです。これまでトローリングは、規則上明確化されておらず対象としていなかったのですが、水産庁からの指導によってトローリングが行われている漁場については、きちんとひき縄釣りという漁法を追加するようにとのことで、追加されています。こちらも遊漁料の値上げが行われています。

6 番の内共第 9 号、板穴川と小百川です。うなぎが削除されていて、こちらも遊漁料の値上げが行われています。

7 番の内共第 10 号と第 11 号、こちらは旧藤原地区の鬼怒川及び田茂沢川の漁場の規則です。こちらは漁業権魚種からかじかが削除されています。

8 番の内共第 12 号は湯西川の規則です。こちら湯西川ダムなどでひき縄釣りがされているということで、ひき縄釣りを追加しています。

9 番の内共第 13 号、こちらは川治から川俣までの鬼怒川ということになります。こちらひき縄釣りを追加しています。

10 番の内共第 14 号、こちらは川俣ダムより上流の鬼怒川ですが、こちらひき縄釣りを追加しています。

11 番の内共第 16 号、こちらは思川と渡良瀬遊水地の規則です。漁業権魚種からにごいとそうぎよを削除しています。

12 番の内共第 17 号、永野川の規則です。こちらは漁業料の関係で対象となる障害者の拡大をしています。

13 番の内共第 18 号、思川及び大芦川の中流域です。こちら一部遊漁料等の値上げをしています。

14 番の内共第 19 号、こちらは大芦川の上流域です。日釣り券の値上げと解禁日直後の日釣り券の取扱の変更ということになっております。

15 番の内共第 20 号、思川の上流域の規則です。こちら遊漁料を値上げしています。

16 番の内共第 21 号、こちらは荒井川の規則です。あゆの遊漁が可能な区間の修正及び遊漁料の値上げが行われています。

9 ページに移ります。

17 番の内共第 22 号、黒川と行川などの地域の規則です。こちらは現行の規則から変更がございません。

18 番の内共第 24 号、こちらは渡良瀬川本流の区域ですが、漁業権魚種からにごいを削除、記載のとおり漁具の使用の制限では竿釣専用区間の延長、遊漁料の変更になります。

19 番の内共第 25 号、こちらは足尾地区の規則です。こちら遊漁料の値上げをしております。

以上の変更が行われています。

参考資料 10 ページ、参考資料 6 をご覧ください。

こちらが、遊漁料及び現場附加料金の一覧をまとめたものとなります。左から 2 番目の欄が年間券の値上げの状況、右隣がその現場附加料金、4 番目の欄が日釣り券の値上げの状況、その右隣が現場附加料金の状況となります。

一覧にある 17 の申請者のうち、10 の組合が年間券、日釣り券ともにおよそ 10 % から 50 % の値上げを予定しており、1 組合が日釣り券のみ値上げ（西大芦）、残り 6 組合が変更無し申請となっております。

なお、遊漁規則認可基準では、遊漁年間券の額は同一漁法にかかる組合員の負担額の 1.5 倍以下と規定されています。遊漁規則制定の申請と同時に、行使規則制定の申請も上がってきていますが、行使料についても同様の値上げが申請されており、値上げ後の行使料と比較しますと、この遊漁料の額は基準の範囲に入っております。

以上、長くなりましたが、まとめて説明させていただきました。こちらの議案も、本日の審議内容を反映した答申案を事務局で作成し、次回また裁決をお

	<p>願いたいと考えております。御審議のほど、よろしくお願いたします。</p>
吉沢会長	<p>ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。</p>
荻原委員	<p>遊漁料の値上げの理由はなんですか。</p>
久保田事務局長	<p>放流用の魚の値上げに伴う、遊漁料の値上げです。今回、アユ漁場を持っている漁協の多くが値上げしました。アユ種苗の値上げが行われた影響だと考えられます。</p>
吉沢会長	<p>燃料費などの種苗のコストが上がっているということですか。</p>
久保田事務局長	<p>種苗生産者、養殖業者とも値上げせざるを得ないエネルギー価格等の高騰が起こっています。</p>

第3号議案 令和4（2022）年度増殖目標値の達成状況について（14:10～14:15）

吉沢会長	<p>続きまして、第3号議案「令和4年度増殖目標値の達成状況について」について、事務局から説明願います。</p>
久保田事務局長	<p>それでは第3号議案について御説明いたします。議案書の100ページをご覧ください。</p> <p>内水面における漁業権は「水産動植物の増殖をすること」を条件に免許しているものでありまして、漁業権者には増殖義務が課されます。この増殖義務の目標量が増殖目標です。</p> <p>それを規定しているのが漁業法第168条です。「内水面における第5種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、且つ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない。」とされています。</p> <p>参考資料の12ページをお開きください。こちらが栃木県における増殖目標の設定の仕方です。</p> <p>概略を説明しますと、前の年の総収入から、漁場管理費、給料手当などの固定経費を差し引いた額を基準値Gとしまして、その50%以上の額をその年の増殖費に当てる、これを増殖目標としております。次の13ページが事務局で算出した令和4年度の増殖実績の一覧です。太枠で囲ってある増殖実績率H/Gが50%を超えていれば、委員会が指示した増殖目標量を達成していることとなります。ご覧のとおり、令和4年度は、全ての組合で目標を達成しています。50%の増殖額を、達成率として表したのが、議案書99ページの表となります。達成率としてお示しをしますと、いかに各漁協が増殖指示額よりも多くの額を増殖に当てているかが分かりやすいかと思えます。もちろん、余裕のある組合は、より多く放流して、より多くのお客さんに来ていただくのが望ましいと思われませんが、経営状況が悪い組合については、こうした数字を参考として、増殖量を調整していただく必要があると考えられます。</p> <p>議案書101ページをご覧ください。今回、全ての組合が増殖目標を達成していましたので、その旨を通知するとともに、併せて各組合に対して達成率を数字として示すこととして、通知の案を作成いたしました。</p> <p>以上、御審議のほど、お願いたします。</p>
吉沢会長	<p>ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。</p>
吉沢会長	<p>昨年の各漁業権者の達成状況はどうだったのでしょうか。</p>

石川書記	1 漁協が達成できませんでした。
福田副会長	下都賀漁協の増殖実績率は 97% となっていますが、なぜこのような高い実績率となっているのか教えてください。
松本委員	下都賀漁協は管理釣り場を運営しており、その収入が良かったためと思われます。
福田副会長	イベント等が行われていたのでしょうか。
松本委員	元々人気がある釣り場なので、客入りは良いです。また、釣りビジョン主催イベント等で相当数の来客があります。ただ、アユの収入は増えていません。
福田副会長	97% という増殖実績は今後も継続する予定ですか。
松本委員	これからも努力したいと考えています。
吉沢会長	基準値が前年度実績に基づいて設定されることから、実績率は徐々に下がっていくのではないのでしょうか。また、昨年の管理釣り場の誘客数はどこも多かったのでしょうか。
久保田事務局長	そのように聞いています。
吉沢会長	ほかに質問がないようなので、当委員会会議規程第11条による採決に移ります。第3号議案の「令和4年度増殖目標値の達成状況について」、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	(全委員挙手)
吉沢会長	全員賛成と認めます。今後の手続きについては、事務局に一任します。

第4号議案 漁業法改正に基づく議事録の公表について (14:23~14:30)

吉沢会長	続きまして、議案第4号「漁業法改正に基づく議事録の公表について」事務局から説明をお願いします。
久保田事務局長	<p>議案書 102 ページをご覧ください。</p> <p>1 の経緯から説明いたします。平成 30 年 12 月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」が公布、令和 2 年 12 月に施行されました。この改正により、内水面漁場管理委員会の議事録は、従来は縦覧に供するものとされていましたが、インターネット等により公表しなければならないと規定されましたが、本県におきましては、これまで公表をしてきませんでした。</p> <p>2 の法改正の趣旨としては、「内水面漁場計画の策定過程、資源管理の議論等について、一層の透明性を図るため。」とされています。</p> <p>これまで、当委員会では、開催状況のみを県のホームページ上で公表しておりましたが、漁業法改正後の文面を鑑み、今回分から開催状況に合わせて議事録の公表を行いたいと考えております。</p> <p>なお、公表は次のページにあるように、現在公表している当該年度の開催状況の下部に PDF の形式で載せることとしたいと考えております。</p> <p>本来、法改正の時点で対応すべき事案でしたが、事務局において当時からの</p>

吉沢会長	見落としがありましたこととお詫びいたします。説明は以上になります。
吉沢会長	ただいまの事務局の説明について、御質問・御意見はございますか。
久保田事務局長	他県の状況はどのようになっているのでしょうか。
吉沢会長	公表を行っていない県もありますが、大部分は公表を行っているという状況です。
吉沢会長	この件に関しては、今後事務局の方で適正に業務執行していただければと思いますので、よろしくお願いします。
吉沢会長	議案は以上になります。

(2) 報告事項 (14:30~15:00)

- ・令和5 (2023) 年度増殖事業実施状況 (上半期) について
 - ・令和5 (2023) 年度資源管理状況等報告について
 - ・令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について
 - ・令和5年度全国内水面漁場管理委員会連合会研修会について
- 略

(3) その他 (15:00~15:10)

略

以上、議事の次第を記載し、その正当なることを証するため、下記に記名押印します。

令和5 (2023) 年 10 月 26 日

栃木県内水面漁場管理委員会
議長 吉沢 崇



議事録署名委員

郷間 康之



渡辺 尚秀

